

徳島県教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般

県 立 高 等 学 校

県立高等学校総合寄宿舎

徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

徳島県教育委員会教育長 榑 浩 一

徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程の一部を改正する訓令

徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程（昭和四十一年徳島県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

五 徳島県立三好池田寮 徳島県立池田高等学校

附 則

この規則は、徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第二十九号）の施行の日から施行する。